

加美郡保健医療福祉行政事務組合人事行政の運営等の状況

加美郡保健医療福祉行政事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、平成16年度における組合職員の任免、給与、勤務状況等についてお知らせします。

① 職員の任免及び職員数に関する状況

● 採用試験の実施状況(平成16年度中)

区分	申込者数	受験者数(A)	合格者数(B)	競争率(A/B)
一般行政職	5人	4人	2人	2.0倍
看護師	7人	7人	4人	1.8倍
医療技術職	6人	5人	5人	1.0倍
計	18人	16人	11人	1.5倍

● 任免の状況(平成16年度中)

区分	採用の状況
医師	3人
看護師	5人
医療技術職	6人
計	14人

● 退職の状況

区分	定年退職	勸奨退職	その他	計
看護師	人	1人	2人	3人
医療技術職	人	人	2人	2人
計	0人	1人	4人	5人

● 職員の派遣の状況(地方自治法第252条の17)

加美町から	3人
色麻町から	13人
色麻町へ	1人

● 職員数の状況(平成17年3月31日現在)

区分	組合事務局	医療相談室	老人保健施設	病院	計
一般行政職	6人	1人	5人	8人	20人
医師	人	人	人	7人	7人
看護師	人	1人	11人	37人	49人
医療技術職	人	人	4人	12人	16人
福祉職	人	人	13人	人	13人
労務職	1人	人	人	5人	6人
計	7人	2人	33人	69人	111人

※兼務職員については、主となる部門に計上しています。

② 職員の給与の状況

● 人件費の状況(会計別平成16年度決算)

区分	歳出総額	人件費	人件費率
一般会計	429,312 千円	43,624 千円	10.2 %
介護サービス事業特別会計	485,142 千円	162,573 千円	33.5 %
病院事業会計	1,334,015 千円	449,544 千円	33.7 %

※人件費には、職員給与・退職手当組合負担金が含まれます。

● 職員給与費の状況(会計別平成16年度決算)

区分	職員数(A)	給与費				一人当たり 給与費(B/A)
		給料	職員手当	期末勤勉	計(B)	
一般会計	7 人	26,317 千円	1,885 千円	10,396 千円	38,598 千円	5,514 千円
介護サービス事業特別会計	35 人	95,356 千円	13,798 千円	35,239 千円	144,393 千円	4,126 千円
病院事業会計	69 人	227,616 千円	89,657 千円	87,336 千円	404,609 千円	5,864 千円

※職員手当には、退職手当組合負担金は含まれません。

● 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成16年4月1日現在)

区分	加美郡保健医療福祉行政事務組合		国	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	283,585 円	40.1 歳	327,555 円	40.2 歳

● 職員の初任給の状況(平成16年4月1日現在)

区分		加美郡保健医療福祉行政事務組合		国	
		初任給	採用後2年経過の給料月額	初任給	採用後2年経過の給料月額
一般行政職	大学卒	170,700 円	184,400 円	170,700 円	184,400 円
	高校卒	138,800 円	148,500 円	138,800 円	148,500 円

● 職員の期末・勤勉手当の状況

区分	加美郡保健医療福祉行政事務組合			国		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
6月期	1.4 月分	0.7 月分	2.1 月分	1.4 月分	0.7 月分	2.1 月分
12月期	1.6 月分	0.7 月分	2.3 月分	1.6 月分	0.7 月分	2.3 月分
計	3.0 月分	1.4 月分	4.4 月分	3.0 月分	1.4 月分	4.4 月分
役職段階別加算措置	有			有		

● 退職手当の状況(平成16年4月1日現在)

区分	加美郡保健医療福祉行政事務組合		国		
	自己都合退職	勤奨・定年退職	自己都合退職	勤奨・定年退職	
支給率	勤続20年	21.0000 月分	28.0875 月分	21.0000 月分	27.3000 月分
	勤続25年	33.7500 月分	43.3350 月分	33.7500 月分	42.1200 月分
	勤続35年	41.2500 月分	52.9650 月分	41.2500 月分	51.4800 月分
	最高限度額	60.0000 月分	60.9900 月分	59.2800 月分	59.2800 月分
その他の加算措置	定年前勤奨退職特例措置 (2~20%加算)		定年前勤奨退職特例措置 (2~20%加算)		
退職時特別昇給	勤奨・勤続24年6 月未満1号俸		原則1号俸		

※退職手当の支給率は、「宮城県市町村職員退職手当組合退職手当条例」で定められています。

● 時間外勤務手当

16年度	支給総額	4,059,542 円
	職員1人当たりの支給年額	36,572 円

● その他職員手当の状況

区分	対象職員	内容	支給月額
扶養手当	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	・配偶者	13,000 円
		・配偶者以外の扶養親族のうち2人まで1人につき	6,000 円
		・扶養親族でない配偶者を有する場合の扶養親族のうち1人	6,500 円
		・配偶者のいない扶養親族のうち1人	11,000 円
		・上記以外1人につき	5,000 円
		・満16歳年度初めから満22歳年度末までの子1人につき	5,000 円
住居手当	月額12,000円を超える家賃を支払っている職員又は自宅に居住している世帯主である職員	・借家、借間居住者 家賃の額に応じ限度額	27,000 円
		・自宅居住者ただし、新築又は購入から5年間	2,500 円
通勤手当	通勤距離が2km以上の職員	・交通機関利用の場合限度額	55,000 円
		・自家用車使用の場合距離に応じ	2,000 ~
			24,500 円
特殊勤務手当	医師	・研究手当	100,000 円
	医師	・地域活動手当	175,000 円
	撮影従事者	・レントゲン取扱手当	10,000 円
	臨床検査技師	・臨床検査手当	10,000 円
	看護師	・夜間看護手当(1回)	4,300 円
	看護補助員・介護職員	・夜間介護手当(1回)	3,200 円
	待機制をとる職員	・待機手当(1回)	1,000 円
寒冷地手当 (支給地域4級地)	世帯主である職員	・扶養親族のある職員	17,800 円
		・その他の職員	10,200 円
	その他の職員		7,360 円

※寒冷地手当の支給期間は11月から3月までの5か月間です。

● 特別職・議員の報酬の状況

区分	報酬額	期末手当
管理者	年 額 105,000 円	なし
副管理者	年 額 72,000 円	
収入役	年 額 72,000 円	
監査委員	日 額 16,500 円	
議 長	年 額 72,000 円	
副議長	年 額 67,000 円	
議 員	年 額 62,000 円	

③ 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

● 勤務時間の状況(標準的なもの)

正規の勤務時間	始業時間	終業時間	休憩時間	休憩時間	週休日
1週間当たり40時間	午前8時30分	午後5時30分	午前及び午後 に各15分	1時間	土曜日及び 日曜日

※病院、老人保健施設では上記と異なる勤務形態の場合があります。

● 年次有給休暇の状況(平成16年1月1日～平成16年12月31日)

1暦年ごとに20日とし、20日を超えない範囲内の残日数を繰り越すことができます。

付与総日数(繰越し含む)	総使用日数	対象職員数	一人当たり平均使用日数
2,775 日	604 日	109 人	5.5 日

● 特別休暇等の状況

区分	内容
病気休暇	負傷又は疾病のため療養を要する場合、最小限必要と認められる期間
特別休暇 (主なもの)	夏季休暇: 7月から9月までの間の3日間 産前休暇: 出産予定日前の6週間以内 産後休暇: 出産の日から8週間を経過するまでの期間 忌引休暇: 親族の区分に応じ1日から10日の範囲内 結婚休暇: 連続する7日以内 妻の出産休暇: 2日以内で必要と認められる期間 育児時間(満1歳未満の子の育児): 1日1時間又は1日2回各30分 小学校就学前の子の看護休暇: 1年につき5日以内で必要と認められる期間
介護休暇	2週間以上にわたり親族を介護しなければならないとき、6月を限度として必要な期間

● 育児休業の状況(平成16年度承認)

子が3歳に達する日まで、職員の請求に基づき任命権者が承認した期間

区分	男性	女性
育児休業の承認件数	0 件	4 件
育児休業期間延長の承認件数	0 件	0 件

④ 職員の分限及び懲戒処分の状況(平成16年度)

- 分限処分とは、公務能率の維持を目的にした処分で、勤務成績が良くない場合、心身の故障のため職務の遂行に支障がある場合、職務に必要な的確性を欠く場合等の際に、職員に対して行われる処分です。
- 懲戒処分とは、職員の義務違反に対する道義的責任を問い、秩序維持を図ることを目的にした制裁的な処分です。

平成16年度中における分限処分、懲戒処分により処罰された事件はありませんでした。

⑤ 職員のサービスの状況(平成16年度)

- 地方公務員法第30条では、すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務遂行にあたっては全力でこれに専念しなければならないとされています。このサービスの基本原則を忠実に実行するため、職員には様々な義務や制限が課せられています。

平成16年度中におけるサービス義務違反により処罰された事件はありませんでした。

⑥ 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

- 研修に関すること

	研修名	期 間	受講者数	研修先
階層別研修	新規採用職員研修	3 日間	2 人	大崎町村会
	一般職員研修Ⅱ	4 日間	4 人	宮城県市町村職員研修所
	監督者研修Ⅱ	3 日間	1 人	〃
	管理者研修Ⅰ	3 日間	1 人	〃
専門研修	市町村等給与担当者研修	2 日間	1 人	〃
	市町村等法務事務担当者研修	1 日間	1 人	〃
	〇A研修	1～2 日間	18 人	〃
	法制執務基礎研修	2 日間	1 人	〃
	民法入門講座	10 日間	1 人	〃
	会计学入門講座	7 日間	1 人	〃

上記のほか、医療、看護・介護などの専門分野の研修にも積極的に参加また、職場内研修を行いました。

主な職場内研修：応急手当・心肺蘇生法・感染予防・食中毒・口腔ケア

- 勤務成績の評定に関すること
未実施

⑦ 職員の福祉及び利益の保護の状況

- 職員の福利厚生に関すること

地方公共団体は、地方公務員法により、職員の保健、元気回復その他厚生の計画を樹立し、実施することが義務づけられています。

職員の保健等

職員健康診断		人間ドック	
対象者	全職員	対象者	35歳以上
受診者数	31 人	受診者数	26 人

- 公務災害補償の状況

職員が公務上又は通勤による災害をうけた場合は、地方公務員災害補償法に基づきその補償を受けることができます。

平成16年度中における公務災害として申請・認定された事案はありませんでした。

⑧ 宮城県人事委員会からの報告

当組合では公平委員会の業務を宮城県人事委員会に委託しております。宮城県人事委員会では地方公務員法第58条の2第2項の規定に基づき組合管理者に対して業務の報告を行うことになっております。報告を受けた組合管理者は公表しなければいけません。

- 職員の勤務条件に関する措置要求の審査、判定及び必要な措置

(地方公務員法第8条第2項第1号関係)

件数: 0 件

- 職員に対する不利益処分についての不服申立てに対する採決、決定

(地方公務員法第8条第2項第2号関係)

件数: 0 件